4月・5月のごみ収集日

■お問い合わせ 役場1階 水道環境課 環境衛生係 ☎43-2111(内線2126)



可燃ごみ 全地区(午前5時から8時までに可燃ごみ集積所へ出してください。)

毎週 火曜日・金曜日

粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました。

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	4月23日(月)
	B 地区 (不燃ごみ集積所)	4月24日(火)

- ※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
- ※テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコン は収集しません。(株)橋本または購入した店 に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所 へ直接搬入してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	5月30日(水)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	5月31日(木)

- ※蛍光管・LED電球・体温計(水銀式)は、役場本庁・ 役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
- ※使用済小型家電の回収を行っております。役場・各出張所内にある回収ボックス・コンテナ(小)へ投入してください。(開館時間のみ)
- 注)回収ボックス投入口サイズ(横31cm×縦15cm) 回収コンテナ(小)サイズ(横50cm×縦38cm×高さ27cm)

A地区=八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志 B地区=杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

	プラ 各自治会の - 	4月 8日(日)
その他プラ		4月22日(日)
3		5月13日(日)
		5月27日(日)

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。

ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発 泡スチロールは、別に分別収集を行っている ため対象外です。

- ○犬の登録(狂犬病予防法)
 - **犬を取得**した日から30日以内に登録申請書の 提出が必要です。
- ○**犬の登録事項の変更**(狂犬病予防法) 飼い犬の**死亡、所有者・所在地**を変更した時 は届け出が必要です。
- ※ご不明な点等がご ざいましたら上記 の連絡先にお尋ね ください。



がれき類	久田見処分場	毎月第1・第3日曜日 午後1時~4時
	錦織処分場	毎月第2・第4日曜日 午前9時〜午後12時 午後1時〜4時

- ※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外(土砂や岩石)は処分できません。
- ※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
- ※300kg以上のがれき類を処分しようとすると きは事前に申請してください。(有料)

【電球の処分方法について】

○電球は不燃ガラス類です。不燃ガラス類の収集月に「不燃ごみ袋(ガラス)」に入れてお出しください。

(蛍光管回収ボックスでは集めていません!)



THE REPORT OF THE PARTY OF THE